



今月のニュース

みんなでできる!ゴミの減量

●問い合わせ 環境衛生課(☎585-2215)

リデュース (ごみの発生抑制)	不要なものを買わない。食べ残しをしない。壊れたら修理して使う。買い物はマイバッグで過剰包装を断る
リユース (再使用)	ものを大切に使う。いらなくなったものは必要な人に譲る。シャンプーや洗剤などは詰め替えて使える製品を使う
リサイクル (再利用)	積極的に再生品を利用する。家具などのリサイクル製品・資源とごみをきちんと分別して出す

深谷市は県内でもごみの排出量が多く、ごみの減量化は急務です。
「3R」とは、誰でもできる「ごみ減量」の活動です。

【3R活動】
「生ごみを出す前に」水きり「生ごみ」の家庭でもできる生ごみ「3きり運動」ごみを減らしましょう。

①残り物はアレンジ料理で「食べきる」
②計画的な買い物で食材は残らず「使う」
③資源物の分け方・出し方のお願い

資源物の分別は「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。表示されていない資源物で、分別に迷った時は、お問い合わせください。

■缶・ビン・ペットボトルなどは、必ず水ですすいで出しましょう。
■紙資源は、新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・紙パックなどに分別して出しましょう。
■割れたビンや汚れている缶詰の缶は、燃やせないごみ収集日に出してください。
ただし、缶詰の空き缶は汚れを取り除くことで資源物として出すことができます。
■紙資源は雨天の日は出せません。
■資源物として出されたものの所有権は市に帰属します。無断で持ち去ることは罪に問われますのでやめましょう。

年末年始ごみの特別収集

●問い合わせ 環境衛生課(☎585-2215)、深谷清掃センター(☎571-0799)

月	火	水	木	金	土	日
12/21 通常収集	22 通常収集	23 通常収集	24 通常収集 (資源物)	25 通常収集	26 収集なし ×	27 収集なし ×
← 直接搬入できます →						
28 通常収集	29 特別収集 ※燃やせるごみのみ	30 特別収集 ※燃やせるごみのみ	31 収集なし ×	1/1 収集なし ×	2 収集なし ×	3 収集なし ×
← 直接搬入できません →						

12月28日(火)・30日(木)に「燃やせるごみ」のみを特別に収集します。午前8時30分までに、ごみ収集所へ出してください。
また、大掃除などに伴う

大量のごみは収集所には出せませんので、「ごみの分け方・出し方」を確認の上、深谷清掃センターへ直接搬入してください。
※29日(水)・30日(木)の2日間は、深谷清掃センターへの直接搬入は、

※12月23日(祝)は、通常収集および深谷清掃センターへの直接搬入を受け付けます。
※平成28年1月4日(月)からは、通常収集です。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496)
川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

国民年金の加入中などに初診日がある病气やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日)に、国民年金法で定める障害等級の1・2級に該当した場合は、障害年金を受け取ることができます。ただし、初診日の前日、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間(若年者納付猶予・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります(初診日が平成38年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています)。

なお、20歳前に初診日がある病气やけがによって障害の状態になったかたは、障害等級の1・2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以降の場合には障害認定日から)

混雑が予想されます。できる限り25日(金)までの搬入にご協力ください。

※熊谷衛生センター、江南清掃センターにも、29日(水)・30日(木)に直接搬入できます。詳しくは、各センターへお問い合わせください。

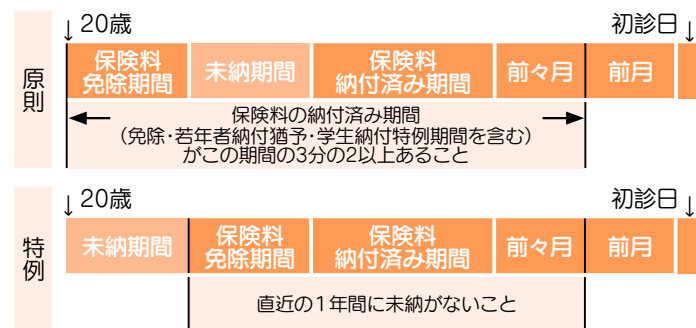
■熊谷衛生センター(☎532-2021)
■江南清掃センター(☎536-5745)

深谷清掃センターへの直接搬入
受付時間 午前8時30分～午後4時
搬入できる物 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物・有害ごみ
※正しく分別して搬入してください。

受け入れ料金(家庭のごみ) 50kg以下は無料、50kgを超える部分は10kgにつき10円
※12月29日(水)・30日(木)は、深谷清掃センターへお問い合わせください。

し尿・浄化槽のくみ取り
年末年始のし尿・浄化槽のくみ取りは、下表の通りです。早めに各清掃業者へ申し込みください。

保険料納付要件



受給できます。ただし、この場合、本人に一定額以上の所得やほかの年金の受給がある場合、支給が制限されます。
※障害年金と身体障害者手帳の等級では、認定基準が異なります。身体障害者手帳が1・2級であっても障害基礎年金が受けられるとは限りません。
※初診日とは、障害の原因となった病气やけがについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

区分	年末		年始	申し込み・問い合わせ
	くみ取り最終申込日	くみ取り最終日	くみ取り開始日	
深谷・岡部地区	※早めに申し込みください。	12月28日(月) 午後4時30分まで	1月4日(月)	申し込み 各清掃業者へ 問い合わせ 衛生センター(☎571-4920)
川本・花園地区	申し込み 各清掃業者へ 問い合わせ 寄居町汚泥再生処理センター(☎582-0715)			

※各清掃業者は、市ホームページをご覧ください。